

外国市民们身边的市税介绍

～外国人市民に身近な市税の案内～



KAWASAKI CITY

中 文 版
中国語版

発行：川崎市財政局市民税管理課（2013 年 1 月）
発行：川崎市財政局市民税管理課（平成 25 年 1 月）
TEL：044-200-2222 FAX：044-200-3907

向大家所征收的市税是川崎市为了举办与广大居民们息息相关的各种事业的重要财政来源。

本手册为了让居住在川崎市的广大外国人市民能够更了解市税而特此说明。

皆様から納めていただいた市税は、川崎市が住民の皆様にかかわりの深さまざまな事業を行うための重要な財源となっています。

このパンフレットは、川崎市にお住まいの外国人市民のために、市税についてご説明するものです。

1. 市民税（個人）

市政府希望由广大的市民来共同负担与全体市民的日常生活有着直接关系的各项行政服务所必需的经费。因此，该税收是最能代表这一本意的税金。

市民税与县民税一起统称为“居民税”。根据上一年的收入予以征收。并且，从纳税申报到纳税结束为止均由市政府管理。

市民税有“平均分配”和“收入分配”之分。“平均分配”指不管收入的多少，均按照平均数计算出的数目予以纳税。“收入分配”指根据收入计算应纳税额的予以纳税的方式。

○关于市民税（个人）纳税人的定义

即便是外国人，只要在 1 月 1 日进行了居民登记的人，均应缴纳市民税（个人）。

另外，即使不居住在川崎市内，凡在川崎市内拥有事务所、办事处，或拥有房产者，仍需要按平均基数纳税。

○关于市民税（个人）的纳税方式

(1) 对于个体经营者或从公司离职后尚未拿到工资的人，将会收到市税事务所、市税分室邮寄出的《纳税通知书》。根据此通知书于当年的 6 月份、8 月份、10 月份及次年的 1 月份，共分 4 次缴纳。请于各月份所规定的纳税截止日（同月的月末）之前完成缴税。

1. 市民税（個人）

すべての住民の日常生活に直接結びついた行政サービスに必要な経費は、広く住民に負担していただくことが望ましく、市民税はこのような性格を最もよく表している税です。

市民税は、県民税と合わせて一般に「住民税」と呼ばれており、前年 1 年間の所得に応じて課税されます。なお、申告から納税までをまとめて市が取り扱います。

市民税は「均等割」と「所得割」に区別されます。「均等割」とは、所得が多いか少ないかにかかわらず、均等の税額を負担していただくものです。「所得割」とは、所得に応じて負担していただくものです。

○ 市民税（個人）を納める人

外国人の方についても、1 月 1 日に川崎市に住民登録があった人は、市民税（個人）が課税されます。

なお、川崎市内に住んでいなくても、川崎市内に事務所、事業所または家屋敷を持っている人には均等割が課税されます。

○ 市民税（個人）の納め方

(1) 個人事業者や会社を退職して給与の支払いを受けていない人には、市税事務所・市税分室から納税通知書が送付されます。この通知書により、6 月、8 月、10 月、翌年 1 月の通常年 4 回に分けられた税額を、それぞれの月の納期限（同月末日）までに納めていただきます。

(2) 凡在公司工作的人，通过公司得知纳税金额。年度的纳税金额将分成 12 等分，自 6 月到次年 5 月从每月工资中扣除，并由公司代为缴纳。当离职或离开日本时，应主动向公司申请，将余下的未纳税的部分一并提前从工资中扣除。

(2) 会社に勤めている人には、会社を通じて税額が通知されます。年税額を 12 回に分けて、会社が 6 月から翌年 5 月までの各月の給与から税額を差し引いて納めることになります。

请向公司申请在离职时从工资中一次性扣除未缴纳的税额。

离开日本时，请一次性付清未缴纳的税额或与市税事务所、市税分室联系，指定代理缴税的纳税管理人。

会社を退職するときは、未納の税額を一括して給与から差し引いてもらうよう、会社へ申し出てください。

日本を出国するときは、未納の税額を一括して納めるか、または代わりに税金を納める納税管理人を定めて、市税事務所・市税分室へ連絡してください。

2. 固定资产税、城市规划税

固定资产税是截至每年 1 月 1 日拥有土地、房屋、折旧资产（这些统称为“固定资产”。）的人应缴纳的赋税。税额根据固定资产的价格（合理价格）决定。

城市规划税是用于城市规划事业或土地规划整理事业所需费用而征收的税目。

根据市税事务所、市税分室寄送的纳税通知书，通常在每年 4 月、7 月、12 月、次年 2 月的缴纳期限前（当月底）分 4 次缴纳固定资产税、城市规划税。

2. 固定資産税・都市計画税

固定資産税は、毎年 1 月 1 日現在に、土地・家屋・償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。）を所有している方に対し課される税です。税額は固定資産の価格（適正な時価）に応じて決定されます。

都市計画税は、都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てるために課税される目的税です。

固定資産税・都市計画税は、市税事務所・市税分室から送付される納税通知書により、4 月、7 月、12 月、翌年 2 月の通常年 4 回に分けられた税額を、それぞれの月の納期限（同月末日）までに納めていただきます。

3. 轻型机动车税（小排量机动车税）

“轻型机动车税（小排量机动车税）”指凡在每年 4 月 1 日之时，拥有搭载发动机的电动自行车、小排量汽车、小型特殊汽车、2 轮小型机动车（助动车）的所有人必须缴纳的赋税。税金的额度根据机动车的种类和排气量决定。

另外，轻型机动车税（小排量机动车税）的缴付根据市税事务所、市税分室邮寄的《纳税通知书》进行。且请在规定的纳税期限（一般为 5 月末）之前完成缴税。

3. 軽自動車税

軽自動車税は、毎年 4 月 1 日現在に、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、2 輪の小型自動車を所有している人に課される税です。税額は車種及び排気量などにより定められています。

また、軽自動車税は、市税事務所・市税分室から送付される納税通知書により、定められた納期限（通常は 5 月末日）までに納めていただきます。

4. 缴纳市税的地点

请于《纳税通知书》中所规定的纳税截止日期之前，持《缴纳单》到金融机构、邮政储蓄银行及邮政局、便利店等进行缴纳。

5. 截止纳税期限为止仍未缴纳市税时

当截止纳税期限为止仍未能缴纳者，将收到市税事务所、市税分室邮寄出的《催款单》，并且有可能受到用财产抵押等的处罚。

另外，除了原本应缴纳的税金以外，还将另外征收拖欠的滞纳金。

6. 当需要市税的《纳税证明书》时

需要开具市税证明书时，请持可确认本人身份的材料（外国人登记证明书、在留卡、特别永住者证明书、护照、驾照等）至市税事务所、市税分室或区政府、分支机构市税证明发行处窗口办理。手续费每份 300 日元。

4. 市税を納めるところ

納付書をお持ちのうえ、納税通知書に記載された納期限までに、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストアなどでお納めください。

5. 納期限までに市税を納めないとき

納期限までに市税を納めないと、市税事務所・市税分室から督促状が送付され、財産の差押えなどの処分を受けることがあります。

また、本来納めるべき税額のほかに、延滞金も合わせて納めていただくことになります。

6. 市税の証明書が必要なとき

市税の証明書が必要なときは、市税事務所・市税分室または区役所・支所市税証明発行コーナーの窓口に、本人確認ができるもの（外国人登録証明書、在留カード、特別永住者証明書、パスポート、運転免許証など）をお持ちください。手数料は 1 件につき 300 円です。

致更新在留期间需要获得住民税纳税证明书的人士

在更新在留期间时，入境管理局可能要求提供住民税纳税证明书。住民税纳税证明书上记载有收入金额、缴税额、已缴付额等内容。但未申报上年收入的人士未被课税，无法取得纳税证明书。此时请持上年收入的证明材料(源泉征收票等)首先进行申报，然后确定应纳税额缴纳税金后即可获得纳税证明书。

无收入的人士不用缴税，无法获得纳税证明书、缴税额证明书，但可获得非缴税证明书。

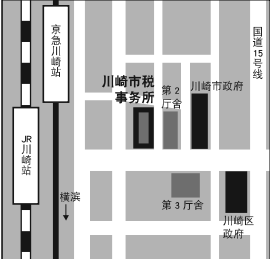
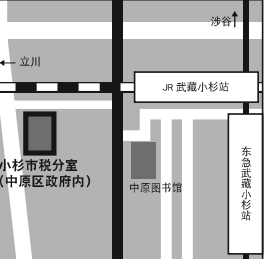
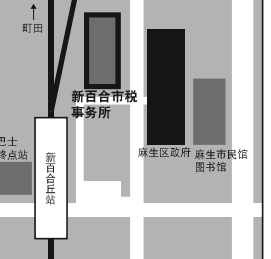
在留期間の更新のため、住民税の納税証明書を取得する方へ

在留期間を更新するため、入国管理局から住民税の納税証明書の提出を求められることがあります。住民税の納税証明書には、収入金額や課税額、納付済みの税額などが記載されています。しかし、前年の収入を申告していない方は、課税されていないので、納税証明書を取得することができません。その場合、前年の収入がわかる書類(源泉徴収票など)をお持ちいただき、まず申告をしてください。その後課税額が決定され、税金を納めていただくと、納税証明書が取得できるようになります。

また、収入がない方は課税されないため、納税証明書、課税額証明書は取得できません。その代わりに、非課税証明書を取得することができます。

7. 关于市税的咨询

7. 市税に関するお問合せ先

 ●居住于川崎市、幸区の居民 川崎市税事務所 (川崎御幸大厦 1～4 楼) Tel: 044-200-3938 ●川崎市、幸区に住んでいる人 かわさき市税事務所 (川崎御幸ビル 1～4 階) Tel: 044-200-3938	 ●居住于中原区の居民 小杉市税分室 (中原区政府 3 楼) Tel: 044-744-3113 ●中原区に住んでいる人 こすぎ市税分室 (中原区役所 3 階) Tel: 044-744-3113
 ●居住于高津区、宮前区の居民 沟口市税事務所 Tel: 044-820-6555 ●高津区、宮前区に住んでいる人 みそのくち市税事務所 Tel: 044-820-6555	 ●居住于多摩区、麻生区の居民 新百合市税事務所 (新百合二十一 5 楼) Tel: 044-543-8988 ●多摩区、麻生区に住んでいる人 しんゆり市税事務所 (新百合トウェンティワン 5 階) Tel: 044-543-8988

咨询内容 お問合せ内容	咨询单位 お問合せ先
证明书及轻型机动车税事宜 証明書や軽自動車税のこと	市税事務所市民税課管理系 (市税分室管理担当) 市税事務所市民税課管理係 (市税分室管理担当)
市民税 (個人) 事宜 市民税 (個人) のこと	市税事務所市民税課市民税系 (市税分室市民税担当) 市税事務所市民税課市民税係 (市税分室市民税担当)
固定資産税、城市规划税事宜 固定資産税・都市計画税のこと	市税事務所資産税課 (市税分室資産税担当) 市税事務所資産税課 (市税分室資産税担当)
纳税相关事宜 納税に関すること	市税事務所納税課 (市税分室納税担当) 市税事務所納税課 (市税分室納税担当)

8. 其他咨询单位

8. その他のお問合せ先

- 有关国税 (所得税、消費税等) 内容, 请向以下单位咨询
国税 (所得税、消費税など) に関するお問合せ先

・川崎南税务署 (居住于川崎市、幸区の居民) 川崎南税务署 (川崎市、幸区に住んでいる人)	Tel : 044-222-7531
・川崎北税务署 (居住于中原区、高津区、宮前区の居民) 川崎北税务署 (中原区、高津区、宮前区に住んでいる人)	Tel : 044-852-3221
・川崎西税务署 (居住于多摩区、麻生区の居民) 川崎西税务署 (多摩区、麻生区に住んでいる人)	Tel : 044-965-4911

- 关于县税 (机动车税、办事处税等) 的内容, 请向以下单位咨询
県税 (自動車税、事業税など) に関するお問合せ先

・川崎县税务所 (居住于川崎市、幸区の居民) 川崎県税事務所 (川崎市、幸区に住んでいる人)	Tel : 044-233-7351
・高津县税务所 (居住于中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区の居民) 高津県税事務所 (中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区に住んでいる人)	Tel : 044-833-1231

- 在留期间更新等内容的的相关咨询单位
在留期間の更新などに関するお問合せ先

入境管理局 信息中心 入国管理局 インフォメーションセンター	Tel : 0570-013904 (PHS、IP 电话、海外电话拨打 03-5796-7112) Tel : 0570-013904 (PHS・IP 電話・海外からは 03-5796-7112)
-----------------------------------	---

◎川崎市国际交流中心

(<http://www.kian.or.jp/kic/>)

Tel : 044-435-7000

对于每天生活中所存在的困扰, 提供多语种的免费咨询。

可受理的语种:

英语、中文、葡萄牙语、韩语・朝鲜语、西班牙语、他加禄语

※ 根据语种规定具体咨询日期。

●川崎市国际交流センター

(<http://www.kian.or.jp/kic/>)

Tel: 044-435-7000

毎日の生活でお困りになっていること
などについて、多言語による無料相談を
行っています。

相談を行っている言語

英語、中国語、ポルトガル語、韓国・
朝鮮語、スペイン語、タガログ語

※ なお、言語により相談の曜日が決め
られています。